○四国地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号　三好市山城町西字字小まき二五一番一地内　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月十五日

○四国地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号　三好市山城町西字字島ノ川原一四六八番二地内　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月十五日

○四国地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号及び四百九十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
南国市物部字東横田七四三番一から高知市知寄町二丁目三一三番四まで	前	A　二〇・九五～六八・〇〇	一一・二一五	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　二〇・九五～六八・〇〇	一一・二一五	
	前	B・C・D・E・F　一〇・一四～四五五・〇〇	一二・六一六	
	後	B・C・D・E・F　一〇・一四～四五五・〇〇	一二・六一六	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十五号及び四百九十三号　南国市大埔字大良乙八九三番四地先から同市大埔字大良乙八九四番一まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月十五日

○九州地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十五日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号及び二百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
八代市岡町谷川字七湊一〇二四番一から同市興善寺町字関下八七四番まで	前	九・六七～三五・九五	〇〇・八七六	
	後	一二・一六～三五・九五	〇〇・八七六	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

国会事項

衆議院

質問書提出

一月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

なぜ日本がここまで貧乏になってしまったのかという疑問に関する質問主意書（福田昭夫提出）

予算委員会における答弁に関する質問主意書（仲里利信提出）

議事日程

一月十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

平成二十八年一月十四日（木曜日）

午後一時開議

第一　平成二十七年度一般会計補正予算（第1号）

第二　平成二十七年度特別会計補正予算（特第1号）

第三　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）

第四　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第五　地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第七　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第八　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

質問主意書転送

一月十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

北朝鮮の「水爆実験」と日朝交渉の今後に関する質問主意書（有田芳生提出）（第一〇号）

石垣島への自衛隊配備の問題に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一一号）

人事異動

内閣

内閣

風岡　典之　河相　周夫　秋元　義孝　髙島　肇久　藤山　雄治　嶋﨑　郁　伊東　典子　牛嶋　正人　市倉　隆　野村　護　阿部　康次　松尾　裕敬　丸山　浩平　高橋百合子　脇坂ふじ子　錦織　有史

高村　正彦

天皇皇后両陛下フィリピン国御訪問につき首席随員を命ずる

期間は平成二十八年二月一日までとする

宮内庁長官

侍従長

式部官長

皇宮警視監

外務事務官

女官長

侍従

侍医長

内閣府事務官

式部官

外務事務官

同

女官

侍従

天皇皇后両陛下フィリピン国御訪問につき随員を命ずる

期間は平成二十八年二月一日までとする（各通）

（以上一月八日）